

2022 年 7 月－医療レセプト修正版

<注意事項>

2022 年 7 月医療レセプト修正版のバージョンアップ後の注意事項を説明します。

1. 複数名訪問看護加算の算定について

医療保険の訪問看護（一般）では、複数名訪問看護加算（「その他職員」を除く）の算定は、

1 週間（日曜始まり）に 1 回を限度とされています。

1 週間のうちに月をまたぐ場合（例：5/29（日）～6/4（土））についてもこの決まりが適用されます。

1 週間に 2 日以上、複数名訪問看護加算を算定した場合（1 日に 2 回以上算定する日を除く）は、以下の優先順位をもとに複数名訪問看護加算のうち最も優先順位が高いものを算定し、その他はすべて「その他職員」に自動変換して算定しています。

優先順位・・・「看護師等」＞「理学療法士等」＞「准看護師」＞「看護補助者」

（1 週間に同じ職種の加算を 2 日以上算定した場合、日付が若い方が優先順位が高くなります。）

（例）

	6/5 (日)	6/6 (月)	6/7 (火)	6/8 (水)	6/9 (木)	6/10 (金)	6/11 (土)
医療保険請求実績		複数名加算 (看護師等)			複数名加算 (准看護師)	複数名加算 (理学療法士等)	複数名加算 (看護補助者)
医療レセプト		複数名加算 (看護師等)			複数名加算 (その他職員)	複数名加算 (その他職員)	複数名加算 (その他職員)

最も優先順位が高い
「**看護師等**」のみ算定される。

優先順位が低いものは
すべて「**その他職員**」に変換される。

→次ページへ続きます

2. 例外

ただし、1 週間のうちに月をまたぐ場合に限り、複数名訪問看護加算が週 1 回を限度として自動算定されないケースがあります。

(ここからは、2022 年 5 月最終週と 2022 年 6 月第 1 週を例に説明します。)

ケース①

5 月の最終週に算定している複数名訪問看護加算※のうち、もっとも優先順位が高いものが「**准看護師**」で、6 月の第 1 週に算定している複数名訪問看護加算※のうち、もっとも優先順位が高いものが「**看護師等**」の場合。

ケース②

5 月の最終週に算定している複数名訪問看護加算※のうち、もっとも優先順位が高いものが「**准看護師**」で、6 月の第 1 週に算定している複数名訪問看護加算※のうち、もっとも優先順位が高いものが「**理学療法士等**」の場合。

ケース③

5 月の最終週に算定している複数名訪問看護加算※のうち、もっとも優先順位が高いものが「**理学療法士等**」で、6 月の第 1 週に算定している複数名訪問看護加算※のうち、もっとも優先順位が高いものが「**看護師等**」の場合。

※ 「1 日 2 回以上 複数名訪問看護加算を算定している日」を除く

→次ページへ続きます

3. 対処方法

例外の3パターンのいずれかに該当する場合、医療保険請求実績で複数名訪問看護加算の調整が必要となります。該当する場合、お手数ですが以下のいずれかの対処方法を行ってください。

5月に調整する方法

(6月分の医療保険請求実績は調整する必要はありません。)

5月の最終週に算定している複数名訪問看護加算を前もって「その他職員」に変更する手順
(6月第1週に算定する複数名訪問看護加算が事前に確定している場合のみ。)

- ① 該当する利用者の「医療保険請求実績」を開き、「令和4年5月」を選択して「決定」ボタンをクリックします。
- ② **5月最終週のすべての複数名訪問看護加算※**について、日付をダブルクリックして「加算選択」欄の「複数名加算（看護補助者）」にチェックを付け替えて登録します。
- ③ 「請求管理」の「医療レセプト集計」を開き、「令和4年5月」を選択して該当する利用者の医療レセプトを集計し、最終週の複数名訪問看護加算がすべて「その他職員」に自動変換されていることを確認します。

（請求管理＞リスト・統計②＞「複数名訪問看護加算算定確認表(医療)」から確認することもできます。）

※ 「複数名訪問看護加算（看護補助者）の算定日」と、
「1日2回以上 複数名訪問看護加算を算定している日」を除く

6月に調整する方法

(5月分の医療保険請求実績は調整する必要はありません。)

6月の第1週に算定している複数名訪問看護加算を「その他職員」に変更する手順

- ① 該当する利用者の「医療保険請求実績」を開き、「令和4年6月」を選択して「決定」ボタンをクリックします。
- ② **6月第1週のすべての複数名訪問看護加算※**について、日付をダブルクリックして「加算選択」欄の「複数名加算（看護補助者）」にチェックを付け替えて登録します。
- ③ 「請求管理」の「医療レセプト集計」を開き、「令和4年6月」を選択して該当する利用者の医療レセプトを集計し、第1週の複数名訪問看護加算がすべて「その他職員」に自動変換されていることを確認します。

（請求管理＞リスト・統計②＞「複数名訪問看護加算算定確認表(医療)」から確認することもできます。）

※ 「複数名訪問看護加算（看護補助者）の算定日」と、
「1日2回以上 複数名訪問看護加算を算定している日」を除く

以上